

## 窓口業務に係る標準処理期間一覧(医務関係)

### 行政手続法

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

### 東京都板橋区行政手続条例

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

医務関係処分・申請等の名称	適用法令	標準処理期間	審査基準等
非医師による診療所及び非助産師による助産所の開設許可	医療法第7条	25日	①医療法第23条 ②医療法施行規則第1条の14 ③医療法施行規則第2条 ④医療法施行規則第16条 第17条 第30条 第30条の2 第30条の2の2 第30条の3 第30条の4 第30条の5 第30条の5の2 第30条の6 第30条の7 第30条の7の2 第30条の8 第30条の8の2 第30条の9 第30条の10 第30条の11 第30条の12

診療所、助産所開設許可事項に係る変更許可	医療法第7条	25日	①医療法第23条 ②医療法施行規則第1条の14 ③医療法施行規則第2条 ④医療法施行規則第16条 第17条 第30条 第30条の2 第30条の2の2 第30条の3 第30条の4 第30条の5 第30条の5の2 第30条の6 第30条の7 第30条の7の2 第30条の8 第30条の8の2 第30条の9 第30条の10 第30条の11 第30条の12
診療所、助産所の開設者が、他の者を管理者とする許可	医療法第12条	20日	医療法施行規則第8条
診療所、助産所を管理している者が他の病院、診療所、助産所を管理することの許可	医療法第12条	20日	医療法施行規則第9条
診療所の専属薬剤師免除の許可	医療法第18条	15日	医療法施行規則第7条
収容施設を有する診療所、助産所の使用許可	医療法第27条	20日	医療法第27条

衛生検査所の登録	臨床検査技師等に関する法律第20条の3	25日	臨床検査技師等に関する法律施行規則第11条、第12条
衛生検査所の登録の変更	臨床検査技師等に関する法律第20条の4	25日	臨床検査技師等に関する法律施行規則第11条、第12条

死体解剖の許可	死体解剖保存法第2条	30日	死体解剖保存法施行規則第1条
死体解剖の場所の許可	死体解剖保存法第9条	30日	死体解剖保存法第9条
死体の保存の許可	死体解剖保存法第19条第1項	30日	死体解剖保存法第19条第1項